

税務における第一人者

“税務マエストロ”による税実務講座

# 税務 マエストロ

TAX MAESTRO

今週のマエストロ&テーマ

## 相続人の申告と登録番号

#307

熊王征秀

(税理士)



### 略歴

学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。『消費税法講義録』等、著書多数。

### 現在

東京税理士会会員相談室委員  
東京地方税理士会税法研究所研究員  
日本税務会計学会委員  
大原大学院大学教授

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。  
[ta@lotus21.co.jp](mailto:ta@lotus21.co.jp)

### マエストロの解説

インボイス制度の導入により、インボイスの登録をした免税事業者はおよそ160万件になると推計されている。このうち、外税で消費税相当額を受領してきた小規模な不動産賃貸業者（免税事業者）は、取引先（賃借人）からの要請ではなく、あえてインボイスの登録をした上で、外税による価格設定を維持しようとする動きがみられるようだ。賃借人からのクレームを避けるため、あえてインボイスの登録をして（正々堂々と）外税により消費税相当額を受領し、2割特例により申告するという作戦である。

ところで、相続によりインボイスの登録をしている被相続人の事業を承継した相続人は、登録の意思に関係なく、みなし登録期間中はインボイスの登録事業者とみなされ、消費税の申告義務を負うことになる。インボイスの登録事業者が死亡した場合には、その規模にかかわらず、相続人は消費税申告が必要となることに注意しなければならない。今回は、みなし登録期間中の相続人の申告と登録番号について、実務上の留意点と疑問点を検証する。

### I 適格請求書発行事業者が死亡した場合の取扱い

#### 1 相続人のみなし登録期間における申告義務

被相続人の登録の効力は相続人に承継されないので、事業を承継した相続人が登録を受けるためには、あらためて登録申請書を提出する必要がある。

適格請求書発行事業者である被相続人の死亡に伴い、相続人が事業を承継した場合には、その相続人がインボイスを交付することができないと、事業の継続に支障を及ぼす可能性がある。そこで、みなし登録期間中はその相続

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい

Amaster No.1073 2025.5.12